

令和4年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年9月2日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 櫻井 豊
会計管理者 羽場厚子	たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁
代表監査委員 関 淳		

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

1. 会議録署名議員の指名

8番 榎本 真弓
9番 森本 信明

散会 午後3時04分

(午前10時00分 開会)

議長（田中三江君） おはようございます。

本日から9月定例会が始まります。議員各位におかれましては会期期間中、慎重審議をよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応のため、簡潔な説明などによる会議時間の短縮とマスク着用をお願いいたします。

なお、夏季における軽装、いわゆるクールビズの取組により上着、ネクタイの着脱については、各自にお任せいたします。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンに議場固定カメラから町長招集の挨拶までの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影、信濃毎日新聞社の取材をそれぞれ許可してありますので、ご了承願います。

なお、本会議の一部については蓼科ケーブルビジョンで生放送も行いますので、ご承知ください。

定刻に達し、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第3回立科町議会定例会を開会します。

これから本日9月2日の会議を開きます。

本定例会に出席を求めた説明員は、理事者、関係課長及び代表監査委員です。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田中三江君） 日程第1 会議録署名議員の指名を議長において行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番議員、榎本真弓君、9番議員、森本信明君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

議長（田中三江君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

会期については、榎本真弓議会運営委員長より報告願います。榎本真弓議会運営委員長、登壇の上、報告願います。

〈8番 榎本 真弓君 登壇〉

8番（榎本真弓君） おはようございます。議会運営委員長の榎本です。会期の検討結果について、ご報告いたします。

会期につきましては、8月18日、議会運営委員会を開催し、令和4年第3回立科町議会定例会の会期、議事日程、案件の取扱い方法など、議会運営について検討した結果、今定例会に提出される案件の状況から、会期は本日9月2日から9月16日までの

15日間とすることが適当との結論に達しましたので、ご報告申し上げます。

議長（田中三江君） お諮りします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月16日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から9月16日までの15日間と決定しました。

会期日程の説明を願います。今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） 本定例会の会期日程を議会運営委員会の検討結果に基づき、説明いたします。

本日9月2日は、会期の決定、町長招集の挨拶、諸般の報告、議案の上程、提案説明を行います。本会議終了後、第1委員会室において議会だより編集委員会を開催します。

2日目、3日、3日目、4日は休会です。

4日目、5日は午前10時に開会し、議案の上程、提案説明を行います。本会議終了後、第1委員会室において全員協議会を開催します。

5日目、6日は午前10時に開会し、議案の質疑を行います。質疑終了後、各常任委員会に議案の付託を行います。

6日目、7日は午前10時に開会し、一般質問を行います。

7日目、8日は午前10時に開会し、前日に引き続き一般質問を行います。

8日目、9日は午前9時から第1委員会室において社会文教建設常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

9日目、10日、10日目、11日は休会です。

11日目、12日は午前9時から第1委員会室において総務経済常任委員会を開催し、付託案件の審査を行います。

12日目、13日、13日目、14日は委員会予備日としますが、決算特別委員会を開催し、付託案件の審査を行う予定です。

14日目、15日は委員会予備日です。

15日目、16日は午後1時30分に開会し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、議案の採決などを行い、閉会とします。

本会議終了後、全員協議会を開催する予定です。

以上です。

◎日程第3 町長招集のあいさつ

議長（田中三江君） 日程第3 町長招集のあいさつ。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。本日ここに令和4年第3回立科町議会定例会を招集しましたところ、議員各位にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年は、梅雨明け時期の修正はかかったものの、6月下旬以降30度以上の猛暑日が続くなど、暑い夏の訪れとなりました。

一方では、大気の状態が不安定で、局地的な豪雨等により、災害の発生が心配される中、7月12日には時間雨量44.5ミリ、日雨量58.5ミリの記録的な大雨が降り、道路、河川や農地、農業用施設などの一部が被災を受けました。

町では、早期に災害復旧事業を進めるため、7月21日及び8月9日開催の町議会臨時会で、必要な予算をお認めいただいたところであります。今後は、各被災箇所の測量、設計業務等を経て、順次復旧工事を実施してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症第7波の感染拡大対応等について申し上げます。

コロナの感染拡大が全国的な広がりを見せる中、長野県でも7月以降急拡大したことから、7月28日には、それまでの医療警報から医療特別警報に切り替え、医療の逼迫を回避し、社会経済活動を維持することとしましたが、8月7日には確保病床使用率が50%を超えたことから、県では医療非常事態宣言を発出し、全県域の感染警戒レベルを6に引き上げ、外来診療の負担軽減と確保病床使用率の抑制を図る対策を打ち出しました。

しかしながら、お盆明け以降の8月18日には、長野県全体の新規陽性者数が過去最多の3,649人が確認され、療養者数も2万人を超えるなど、過去に例のない極めて深刻な感染状況となり、県では医療非常事態宣言に加えて、全県にBA.5対策強化宣言を発出し、「病床使用率50%未満に引き下げる」、「外来診療の負荷をできるだけ抑える」、「社会経済活動への影響を最小限とする」の3点を宣言目標に据えて、感染対策強化を図ることとしました。現在、新規陽性者数は減少傾向にあるものの、しばらくの間感染状況を注視する必要があると感じております。

立科町においても、日々新規陽性者が出ていることから、高齢者や基礎疾患のある皆様をはじめ、町民皆様の命と健康を第一に考え、感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、ワクチン接種の推進に努めているところでありますので、町民皆様、事業者皆様のご理解、ご協力を賜りたくお願い申し上げます。

そのような中、8月15日には、感染症対策の徹底を図りながら、二十歳の式典を開催いたしました。ビデオレターにご協力のあった恩師の先生をはじめ、関係皆様方に感謝申し上げますとともに、二十歳を迎えられた皆様に、改めてお祝いを申し上げます。

国の経済動向に目を向けますと、内閣府が8月17日発表した2022年4月から6月期国内総生産、いわゆるGDP速報値が、物価変動を除く実質で前期費0.5%増、昨年の同期は7.8%減、このペースが1年間続くと仮定した場合、年率換算は2.2%増、昨

年の同期は27.8%減——となるとの試算であります。

前年同期から比較して大幅な増になった要因は、行動制限がなくなり、旅行や外食などの消費活動が活発化し、個人消費が拡大して全体を牽引した。日本の経済力は、2019年10月から12月期のコロナ流行前の水準まで回復したとの報道もあります。

しかしながら、感染第7波や物価高、世界経済の減速など懸念材料が山積する中、景気の先行きは楽観視できない状況であり、消費者心理の改善につなげるためにも、国の物価高への追加対策等を期待するものであります。

さて、6月定例会以降に動きのあった主な事業等について申し上げます。

原油価格・物価の高騰を踏まえ、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、立科町原油価格・物価高騰対策事業により、農業者、事業者に対し支援金を支給する。同様に、影響を受ける町民の経済的支援を図るため、立科町原油価格・物価高騰対策商品券配布事業を商工会の協力を得て順次実施するなど、町民皆様や事業者皆様に寄り添った支援を続けてまいります。

次に、観光庁の補助事業、地域一体となった観光地の再生・観光サービスの高付加価値化事業につきましては、町と13の民間事業者で策定した女神湖エリアの地域計画が、このたび採択されました。

この事業は、「これからの時代の多様な旅のスタイルや暮らしに適合した別荘地」をコンセプトに、他の地域にはない新しい観光地づくりを地域一体となって推し進めてまいります。

町では、令和5年2月末までにこの補助事業を活用し、ホテル等の廃屋施設の撤去や女神湖センターの物販スペースをシェアオフィスに改修する工事を実施いたします。また、令和4年度の重点施策である住環境の整備及び支援に係る未使用教員住宅改修による移住者向け長期滞在住宅の確保及び定住促進住宅整備工事も順次実施してまいります。

以上、6月定例議会以降に動きのあった主な事業等について申し上げます。

9月に入り、秋の台風シーズンを迎えました。令和元年以降毎年のように災害に見舞われ、今年も既に7月、記録的な大雨によって道路や農地等が被災を受けました。近年は、台風のみならず、異常気象がもたらす豪雨災害が頻繁に起こっています。この秋のシーズンも、同様の自然災害が起こっても不思議ではありません。事前に施設点検等を行うなど、災害の未然防止を図ってまいります。

また、国は、新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した新しいワクチンの接種については、2回以上打った18歳以上が対象となる見込みとし、市町村が設ける会場での接種を先行させたいとの見通しをしめました。

今後とも、災害対応やコロナ対策に全力で取り組んでまいりますので、町民皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます、招集の挨拶といたします。

続いて、6月定例会以降の町長諸般の報告につきましては、主なものを申し上げ、

その他につきましては、お手元に配付をさせていただきましたので、ご覧ください。

6月9日、拡大版佐久地域総合戦略会議に出席し、次期総合5か年計画策定に当たり、県全体と佐久地域の目指す姿や取組の方向性について、協議と意見交換を行いました。

6月17日、南部地区を皮切りに、7月7日の蓼科地区まで、合計4回の地域懇談会を開催し、町の現状や事業内容等の説明と併せて、町民の皆様との貴重な意見交換をさせていただきました。

7月19日は、区長、部落長さんのご出席を頂き、町政懇談会を開催し、各地域での課題など、ご意見やご要望を頂き、必要な対応をしてみたいと考えております。

8月2日は、町村会政務調査会第2回社会環境部会に出席し、国、県に対する重点提案及び要望事項について協議を行いました。

この間、7月21日は、第3回臨時会を、8月9日には第4回臨時会をそれぞれ招集させていただき、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した急激な原油価格・物価高騰等により影響を受けている事業者や町民に対する支援事業のほか、7月の豪雨災害に伴う災害復旧事業また観光地の補助金を活用した観光地の再生・高付加価値化事業に関連する予算等を盛り込んだ令和4年度一般会計補正予算（第4号）及び（第5号）をお認めいただき、現在、早期執行に努めているところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症の急拡大に伴い、夏季休暇やお盆の帰省等における慎重な行動と感染対策徹底の呼びかけを集中的に行いました。

以上、町長諸般の報告といたします。

次に、本会議に上程しております議案の概要を申し上げます。

提出しております案件は、条例の制定3件、改正1件、令和4年度補正予算4件、未処分利益剰余金の処分2件、令和3年度決算の認定9件です。

議案第44号 立科町議会議員及び立科町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定は、令和2年、公職選挙法の一部改正に伴い、町村議会議員選挙及び町長選挙に係る選挙運動用自動車、ビラ、ポスターにつき、選挙公営の対象とするため制定するものであります。

議案第45号 立科町温泉条例制定は、町有財産の有効活用を目的に、立科町が所有する温泉を分湯するに当たり、温泉の適正な維持管理を行うための制定であります。

議案第46号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定は、特別措置法に基づき法第24条の減収補填措置の適用を受けるため制定するものであります。

議案第47号 立科町町税条例の一部改正は、法人町民税の均等割について、制限税率から標準税率に税率を引き下げるための改正であります。

議案第48号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第6号）につきましては、既定予算に歳入歳出それぞれ1億4,607万6,000円を追加し、総額を57億6,837万6,000円と

するものです。

主な内容は、歳入では、普通交付税の額の確定のほか、前年度繰越金の額の確定等により、財政調整基金からの繰入金 3 億 5,000 万円を全額減額しました。これにより、基金繰入れに頼らない予算となりました。

また、立科町過疎地域持続的発展計画を 6 月に策定し、令和 7 年度までの計画期間内において、過疎対策事業債を財源として有効に活用する事業を計画的に検討してまいります。今回の補正の中では、既に予算化された事業につきましても、充当財源として補正を行いました。

歳出では、事業進捗に伴う事業経費の計上が主なものでありますが、このほか立科町地球温暖化対策実行計画に基づく町有施設の照明器具 LED 化に要する事業費を、総務費、民生費にそれぞれ計上し、省エネ等の取組を推進するものであります。

また、土木費では、災害復旧工事により大量になった極楽坂残土置場の残土搬出をする経費を計上し、土砂流出等の危険性を回避するものであります。また、施設管理上必要な修繕を行うための経費等を計上いたしました。

議案第 49 号 令和 4 年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、前年度繰越金の確定及び制度改正に係る事務的経費が主な内容であります。

議案第 50 号 令和 4 年度立科町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、前年度繰越金の確定及び返還金、基金への積立金が主な内容であります。

議案第 51 号 令和 4 年度立科町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、消火栓受託工事に係る補正であります。

議案第 52 号及び議案第 53 号は、水道事業会計及び下水道事業会計における未処分利益剰余金の積立てを行うものであります。

認定第 1 号から第 9 号までは、令和 3 年度一般会計・特別会計等 9 会計の決算の認定をお願いするものです。各会計とも、監査委員さんの審査を受け、決算等審査意見を頂いております。ご指摘の内容につきましては、それぞれ検証を行い、今後の町政に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、ご審議の上議決いただきたくお願いを申し上げ、私からの説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎日程第 4 議会諸報告

議長（田中三江君） 日程第 4 議会諸報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しました議長諸般の報告をもって報告とします。

次に、森澤文王総務経済常任委員長、報告ありますか。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 総務経済常任委員会より報告をいたします。

7月8日に総務経済常任委員会を開催を行っております。

以上です。

議長（田中三江君） 次に、今井 清社会文教建設常任委員長、報告ありますか。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 社会文教建設常任委員会の活動報告を申し上げます。

8月19日、委員会を開催し、民政児童委員会との合同研修会を開催いたしました。

以上でございます。

議長（田中三江君） これで議会諸報告を終わります。

◎日程第5 議案第44号～日程第9 議案第48号

議長（田中三江君） 日程第5 議案第44号 立科町議会議員及び立科町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定についてから、日程第9 議案第48号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第6号）についてまでの5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。齊藤総務課長、登壇の上、願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第44号 立科町議会議員及び立科町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町議会議員及び立科町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

この条例は、令和2年に公職選挙法の一部を改正する法律が施行され、選挙公営の対象が拡大されたことに伴い、町の選挙における立候補に係る環境の改善を目的に制定するものでございます。

また、令和2年7月には、長野県町村議会議長会長より、長野県町村会長へ条例の制定について依頼文が提出をされております。

第1条の趣旨は、公職選挙法第141条第1項に規定する選挙運動用自動車の使用、第142条第1項第7号に規定する選挙運動用ビラ及び第143条第1項第5号に規定する選挙運動用ポスターの作成については、これまで選挙公営が認められていませんでしたが、法改正により、条例で定めるところにより無料とすることができるとされたため、公費負担に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、選挙運動用自動車の使用の公費負担に関して、候補者は6万4,500円に候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができることを規定しています。

第3条の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出は、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者との選挙運動用自動車の使用に関し、有償契約を締結し、その旨を立町選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しています。

第4条の選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続では、町は候補者が契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者等に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、各号に定める金額を第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、事業者等に対し支払うことを規定しています。

第1号は、一般運送契約である場合、選挙運動用自動車として使用された各日について、その使用に対して支払うべき金額、1日当たりの上限6万4,500円の合計金額とし、第2号では、当該契約が一般運送契約以外の契約者である場合に、3つの区分に応じそれぞれに定める金額を支払うことを規定しています。

アでは、当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合、選挙運動用自動車として使用された各日について、その費用に対し支払うべき金額、1日当たり上限1万6,100円の合計額とし、イでは、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合については、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金、1日当たり上限7,700円とし、ウでは、選挙運動用自動車の運転手の雇用に関する契約の場合、選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について、その勤務に対し支払うべき報酬の額、1日当たり上限1万2,500円の合計金額とするものであります。

第5条は、前条の場合における選挙運動用自動車の使用に関し、同日に複数の契約が締結されている場合には、候補者が指定するいずれかの契約のみを適用する規定であります。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担について、候補者は、第8条に定める額の範囲内で選挙運動用ビラを無料で作成することができる規定であります。

第7条の選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出では、選挙運動用自動車と同様に、ビラの作成業者との間において、選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、選挙管理委員会に届け出なければならないことを規定しております。

第8条は、選挙運動用ビラ作成の公費負担額及び支払手続について、町は候補者の契約の相手方であるビラ作成業者に支払う金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たり7円73銭を上限とした作成単価にビラの枚数を乗じて得た金額を業者からの請求に基づき業者に対し支払うことを規定しています。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担について、候補者は、第11条に定める金額の範囲内で選挙運動用ポスターを無料で作成することを規定しています。

第10条は、選挙運動用ポスター作成の契約締結の届出について、選挙運動用自動車と同様の規定をしております。

第11条は、選挙運動用ポスター作成の公費負担額及び支払手続について、町は候補

者の契約する相手方であるポスター作成業者に支払う金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの作成単価を上限1,421円として、ポスター掲示場の数に相当する数の範囲内の作成枚数を乗じて得た金額を作成業者からの請求に基づき業者に支払うことを規定しております。

第12条は、委任として、この条例の施行に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定めることを規定しています。

附則として、この条例の施行期日は公布の日からとし、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用するものであります。

第2項は、今回の選挙公営に当たり、ポスター掲示場の設置について定めた条例については、公職選挙法144条の2の規定の適用を受けるものとして整理するため廃止をするものであります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第45号 立科町温泉条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町温泉条例を別紙のとおり制定する。本日提出、立科町長。

この条例は、立科町が平成20年度に取得した大字芦田八ヶ野樽ヶ沢地籍の温泉権を町有財産として有効活用するため、温泉法に定めるもののほか、温泉の適正な維持管理に関し必要な事項を定めるものとして、第1条は趣旨としております。

第2条では、この条例における用語の定義であり、温泉、温泉施設、供給施設についてそれぞれ規定しております。

第3条は、温泉の名称を蓼科樽ヶ沢温泉として、位置を大字芦田八ヶ野1492番地と定めます。

第4条は、温泉の採取または供給を受けようとする者は、町長の許可を受けなければならないこと、また、町長は許可に際して必要な条件を付することができる旨を規定しております。

第5条は、工事施行の承認等について、第4条の規定により許可を受けた採取者または受給者が施設工事を施行しようとするときは、町長の承認を受けなければならないことをそれぞれ規定しております。

第6条では、採取または受給の開始、廃止等や温泉施設または供給施設の撤去については、事前の届出を必要とすることを規定するものであります。

第7条では、施設工事に要する費用は、採取者及び受給者の負担とし、第8条では、採取者が町に納付する温泉使用料を別表で、年額500万円と定めます。

第9条は、使用料の減免について規定し、第10条は、許可が取消しとなる事項を規定するものであります。

第11条は、温泉採取量について、毎分70リットルを上限と規定し、町長は公益上必

要であると認める場合について制限することができるものとして、併せて天災地変等避けることができない事故の発生により、許可量を供給できない場合に生じる損失について、町はその責を負わないものとします。

第12条では、町に必要な応じ立入検査ができるものとし、第13条は委任の規定であります。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第46号 立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除の関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除の関する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

この条例は、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援日常生活に関する特別措置法第24条に基づく減収補填措置の適用を受けるため、地方税の課税免除または不均一課税に伴う基準を定めるものであります。

この措置は、当町が過疎地域に指定され、今年度から令和7年度までの計画期間で策定した立科町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内、これは立科町全域になりますが、立科町全域において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業もしくは旅館業の用に供する設備の取得等をしたものについて、その事業の規模に応じて対象設備等の固定資産税について課税免除を行い、その減収の75%は普通交付税で補填をされるものであります。

第1条は、この条例の趣旨であり、第2条は、業種の定義をそれぞれ説明しております。

第3条は、課税免除の範囲として、事業の規模、これは資本金ごとになりますが、こちらに定めている減価償却資産の取得価格の合計を超える設備取得をした場合、当該設備に係る家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地とします。

2項として、課税免除期間は課税の初年度から2年間であり、これは、法の適用期間によるものであります。

第4条は、課税免除申請の期日について、第5条は、課税免除の取消しとなる事項、第6条は、課税免除を受けた者の異動が生じた場合に、事業承継人に対する課税免除の継続を可能とする規定であります。

第7条は委任の規定であり、附則として施行期日を公布の日からとし、この条例の執行を法の適用期間である令和6年3月31日とします。

なお、執行に伴う経過措置により、執行前に取得等をした設備に対する固定資産税

の減免については、執行日以後も効力を有するものであります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第47号 立科町町税条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

立科町町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

本日提出、立科町長。

今回の条例改正は、法人町民税の均等割の税率について、令和5年度から引き下げるための改正であります。

法人町民税は、均等割額と法人税割額の合計額を納付していただいております。その税率は、地方税法に定められている標準税率または制限税率の範囲で条例で定めております。

立科町では、均等割額は標準税率の1.2倍の制限税率を適用し、法人税割は標準税率を適用しております。

県法人会連合会からも、ここ数年標準税率への見直しを要請されてきたところであり、長野県下におきましても、均等割額で標準税率を適用していない自治体は、立科町を含む4市町のみでございます。近年の新型コロナウイルス感染拡大に起因する影響や地域の雇用環境の維持、原油高・物価高騰等など、経営環境の厳しさが増していることを鑑み、法人に対する負担軽減を図るものでございます。

第31条は、均等割の税率の規定であり、第2項の表中、資本金額の区分による1号法人から9号法人までの税率をそれぞれ年額5万円から年額300万円の標準税率に改定をするものでございます。

附則として、施行期日を令和5年4月1日からとし、第2条では経過措置を設けるものでございます。

以上、説明を申し上げますが、ご審議の上議決いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第48号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和4年度立科町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,607万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億6,837万6,000円とするものです。

第2条、地方債の追加及び変更は、第2表、地方債補正によります。

本日提出、立科町長。

2ページからは、第1表、歳入歳出予算補正の歳入と歳出になります。

5ページをお願いします。

第2表、地方債補正は、過疎対策事業を追加し、限度額1億4,660万円、起債の方法は証書借入れまたは証券発行、利率は4.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率、償還の方法は、政府資金については、その融資条件による。

銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、財政等の都合により据え置き期間及び償還期限を短縮しまたは繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

続いて、2、変更は臨時財政対策債で確定により限度額を3,760万円とし、起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。

6ページ、7ページは、歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括になります。

8ページをお願いいたします。

歳入について説明いたします。

11款1項1目地方交付税は、普通交付税の交付額確定により1億2,145万6,000円の増額補正となり、前年度の比較では4.1%の伸びとなりました。

14款使用料及び手数料1項使用料1目総務費使用料は、本議会に提出しております立科町温泉条例に基づく蓼科樽ヶ沢温泉の使用料について、令和5年1月から年度内3か月分を見込み、125万円を計上いたしました。

15款国庫支出金1項国庫負担金は、1目民生費国庫負担金で、令和3年度分の介護保険低所得者軽減負担金の精算金、2項国庫補助金1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても、令和3年度実績分に係る追加交付で83万1,000円。

16款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金も、国庫負担金と同様に前年度分の精算金となります。

2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、中山間地域農業直接支払事業の変更に伴う増額補正でございます。

19款繰入金は、前年度繰越金の確定により、財政調整基金の繰入金を皆減といたしました。

10ページをお願いいたします。

20款繰越金は、前年度繰越金の確定により、2億4,087万2,000円を増額し、5億3,087万2,000円といたします。

21款諸収入は、4項雑入で、県営かんがい排水事業に係る町有林伐採保証料を719万3,000円増額するものであります。

22款町債1目臨時財政対策債は、普通交付税の代替財源として借入れをしますが、発行可能額の確定により2,240万円の減額、2目総務債及び11目民生債は、今年度実施する事業において過疎対策事業債の活用を計画するものでありますが、既決予算分としては地域情報通信機器更新事業、定住促進団地整備事業、情報配信

サービスプラットフォーム構築事業、ホームページリニューアル事業、子育て支援事業として出産祝い金の5事業及び本補正予算に計上しました公共施設の照明器具LED化事業を予定するものでございます。

続いて、歳出になります。

2款1項総務管理費1目一般管理費では、一般管理経費で、電算委託料の増額は、地方公務員等共済組合法施行令等の改正に伴い、10月からパートタイム会計年度任用職員の健康保険が共済組合に移行されることに伴うシステム改修費であり、一般職給与の増額は9月1日採用の職員2名分の人件費の増でございます。

3目財産管理費は庁舎管理経費で、庁舎修繕料の執行の実績及び今後の見込みにより110万円増額補正するほか、庁舎照明器具のLED化改修工事費3,553万円を計上いたしました。

12ページをお願いします。

5目企画費では、企画一般経費で、委託料242万円の計上は、自治体DXを推進し、組織全体の業務効率を高めることで、企画立案、住民サービスの向上につなげられる組織体制の構築を目指すことを目的として、BPR、業務改善を実施するため、業務全体の実態を把握し、可視化を行うためのツール作成委託料であります。

まちづくり事業経費では、本年も新型コロナウイルス感染症の影響で町民祭りが中止となったため、常任委員会への負担金を減額するものでございます。

移住・定住促進経費は、移住者向け長期滞在住宅整備工事について、詳細設計による274万4,000円を増額いたします。

9目ふるさと寄附金事業費の委託料は、ふるさと寄附金の増額につなげるための広告委託料110万円の増額補正です。

2項徴税费2目町税賦課徴収費、電算委託料の増額は、地方税共通納税システムの対象税目の追加及びQRコードへの対応に伴う改修併せて法人町民税の均等割税率改定に伴うシステム改修費として168万8,000円の増額補正でございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード取得促進用頒布品の購入費となります。

7項コミュニティ費1目コミュニティ施設管理運営費では、ふるさと交流館の施設修繕及びエアコンクリーニング等清掃業務委託料の増額でございます。

14ページ。

3目民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費では、社会福祉一般経費の記念品代及び消耗品費は、今年度任期により退任される民政児童委員に対する必要経費であり、老人福祉センター管理経費は、床暖房設備の修繕料93万1,000円の増額補正でございます。

2目障がい者福祉費は、前年度事業実績に係る国庫負担金の返還金となります。

2項児童福祉費2目子育て支援費及び3目保育所費では、施設の照明器具LED化

に伴う工事費をそれぞれ計上いたしました。

3 項高齢者福祉費 1 目高齢者福祉総務費は、特別会計の繰出金のほか、退職職員 1 名に係る人件費の減額補正となります。

16ページをお願いします。

2 目高齢者福祉事業費では、会計年度任用職員 1 名採用に係る人件費の増額補正でございませう。

3 目高齢者施設費は、高齢者生きがいセンターの廊下、排煙窓の開閉装置のほか、床暖房に係る修繕料で257万4,000円の増額補正であります。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 2 目予防費では、子宮頸がんワクチン接種について積極的な接種勧奨を行っていない期間の対象者に対する接種委託料355万1,000円を計上いたしました。

5 款農林水産業費 1 項農業費 6 目中山間地域振興費では、協定変更により、直接支払交付金を11万1,000円増額し、2 項林業費 2 目林業振興費では、県営かんがい排水事業に係る町有林の立木伐採業務を工区拡大に伴い679万4,000円増額補正するものであります。

18ページをお願いします。

7 款土木費 2 項道路橋梁費 1 目道路維持費の修繕工事費1,100万円の増額は、極楽坂残土置場からの土砂流出を防ぐため、雨境残土置場へ搬出するための経費であります。

8 款消防費 1 項 3 目消防施設費は、西塩沢地区の消火栓移設工事及び外倉地区の消火栓修繕工事に係る設置負担金として167万8,000円の増額補正でございませう。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費の職員旅費は、新規ALT入国に伴う旅費の増額補正でございませう。

歳入歳出の差額4,185万7,000円は、予備費で調整をいたしました。

20ページ以降は、給与費明細書になります。

以上、説明申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（田中三江君） ここで、暫時休憩とします。再開は11時10分からです。

（午前11時01分 休憩）

（午前11時11分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

◎日程第10 議案第49号～日程第11 議案第50号

議長（田中三江君） 日程第10 議案第49号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予

算（第1号）について及び日程第11 議案第50号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての2件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。荻原町民課長、登壇の上願います。

〈町民課長 荻原 義行君 登壇〉

町民課長（荻原義行君） 議案第49号 令和4年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和4年度立科町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ46万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ8億6,946万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

本日提出、立科町長。

4ページをご覧ください。

歳入ですが、3款県支出金及び5款1項他会計繰入金は、それぞれシステム改修経費等の増に対応する増額、5款2項基金繰入金は、次の5ページ、6款前年度繰越金の確定により、調整で324万5,000円を減額計上しております。

8款国庫支出金は、歳出で申し上げますマイナンバーカードの健康保険証利用促進のための経費補助金です。

6ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費で、システム改修の電算委託料とマイナンバーカード健康保険証利用促進のためのパソコン等リース料の増額です。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第50号 令和4年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

令和4年度立科町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,925万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,085万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

本日提出、立科町長。

5ページをご覧ください。

歳入ですが、4款国庫支出金、6款県支出金及び8款繰入金の一部は、歳出で申し上げます生活支援体制整備事業の増加に対応する増額です。

ほかに、8款繰入金は、事務費繰入金の増額です。

6ページ、8款2項基金繰入金は、次の9款前年度繰越金が増額になったことにより、基金繰越金は皆減といたしました。

7ページをご覧ください。

次に、歳出ですが、1款総務費は、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料の増額です。

次の2款保険給付費は、7、8、9ページにかけて財源内訳の変更です。

10ページ、3款1項1目生活支援体制整備事業費は、イベント開催に係る各種経費の増額です。

4款基金積立金は、前年度繰越金が増額となったことに伴い、1,700万円の積立てを計上しました。

5款1項2目償還金は、令和3年度分の事業費確定に伴い、国庫や県費などに対する負担及び交付金の返還金として2,220万4,000円の増額補正とするものです。

6款予備費では、23万9,000円を減額し、歳入歳出予算額の調整をいたしました。

12ページ以降は、給与費明細書になります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上議決賜りますようお願い申し上げます。

◎日程第12 議案第51号～日程第14 議案第53号

議長（田中三江君） 日程第12 議案第51号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）についてから、日程第14 議案第53号 令和3年度立科町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 議案第51号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出、第2条、令和4年度立科町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入では、第1款水道事業収益第1項営業収益について167万7,000円増額し、2億3,913万8,000円といたします。

支出では、第1款水道事業費用第1項営業費用について162万円増額し、2億5,245万3,000円とし、第4項予備費を5万7,000円増額し、1,624万9,000円といたします。

本日提出、立科町長。

2ページをご覧ください。

収益的収入ですが、第1款水道事業収益1項営業収益2目受託工事収益では、西塩沢地区及び外倉地区の消火栓工事による167万7,000円の増額でございます。

収益的支出ですが、第1款水道事業費用1項営業費用3目受託工事費では、西塩沢地区及び外倉地区の消火栓工事による162万円の増額、4項予備費について5万7,000円の増額でございます。

3ページは、令和4年度立科町水道事業予定キャッシュフロー計算書になっております。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第52号 令和3年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度立科町水道事業会計未処分利益剰余金2,342万6,509円のうち、2,300万円を建設改良積立金に、42万6,509円を利益積立金にそれぞれ積み立てるものでございます。

本日提出、立科町長。

それでは、1枚おめくりいただき、令和3年度立科町水道事業剰余金処分計算書(案)をご覧ください。

資本金の当年度末残高及び処分後残高は19億7,694万8,157円、資本剰余金合計の当年度末残高及び処分後残高は4,082万1,648円です。

未処分利益剰余金の当年度末残高は2,342万6,509円で、各積立金への積立てにより処分後の残高はゼロ円になります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議案第53号 令和3年度立科町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、令和3年度立科町下水道事業会計未処分1,763万5,482円を利益積立金に積み立てるものでございます。

本日提出、立科町長。

それでは、1枚おめくりをいただき、令和3年度立科町下水道剰余金処分計算書(案)をご覧ください。

資本金の当年度末残高及び処分後残高は1億1,916万428円、資本金剰余金合計の当年度末残高及び処分後残高は4,424万6,214円です。

未処分利益剰余金の当年度末残高は1,763万5,482円で、利益積立金への積立てにより処分後の残高はゼロ円となります。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎日程第15 認定第1号～日程第21 認定第7号

議長（田中三江君） 日程第15 認定第1号 令和3年度立科町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第21 認定第7号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を一括議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。羽場会計管理者、登壇の上、願います。

〈会計管理者 羽場 厚子君 登壇〉

会計管理者（羽場厚子君） 認定第1号から認定第7号までについて、一括して説明を申し上げます。

認定第1号 令和3年度立科町一般会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

決算書の3ページ、4ページの下段、一般会計歳入歳出決算一覧の歳入合計欄をご覧ください。

収入済み額56億6,874万9,304円、予算現額に対しての執行率は97.0%、調定額に対する収納率は96.2%です。

不納欠損額は237万3,874円であり、その全額が1款の町税によるものです。

収入未済額は2億2,054万5,827円で、主なものは1款の町税によるもの、15款国庫支出金と16款県支出金は繰越事業によるもの、その他17款の財産収入に含まれる土地建物貸付収入などです。

次に、7ページ、8ページの一般会計歳入歳出決算一覧の歳出合計欄をご覧ください。

支出済み額51億453万9,819円、予算現額に対しての執行率は87.3%です。

翌年度繰越額1億5,284万3,000円、不用額5億8,720万807円となっております。

繰越額につきましては、5款農林水産業費の農地耕作条件改善事業や7款土木費の町道白樺湖大門峠線道路整備事業などのほか、令和3年8月豪雨災害に係る事業繰越しが主なものとなっております。

続いて、9ページをご覧ください。

一般会計の歳入合計56億6,874万9,304円、歳出合計51億453万9,819円、歳入歳出差引残額5億6,420万9,485円でありました。

歳入では、前年度比6.8%の減、歳出につきましても、前年度比7.3%の減となっております。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書について、主な事項を申し上げます。

10ページ、11ページの歳入をご覧ください。

1 款町税の歳入における構成割合は15%となっており、町税全体の徴収率は現年度分が98.5%、滞納繰越分は16.1%、合計で88.6%となり、前年度比0.1%の減となりました。

不納欠損処分につきましては、町民税で27件、固定資産税で47件、軽自動車税が33件となっています。

14ページ、15ページをご覧ください。

10 款地方特例交付金の 2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境にある中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置に伴う市町村の減収を補填するため、新たに創設されたものであります。

11 款地方交付税は、歳入の構成割合が37%となり、前年度比7%の増、収入済み額は前年度より3億1,118万2,000円の増となりました。

16ページ、17ページをご覧ください。

14 款使用料及び手数料では、次の18ページの1 項 5 目土木使用料 1 節公営住宅使用料と 2 節滞納繰越分は、町営住宅の使用料で、徴収率は現年度分が96.9%、滞納繰越分は19.4%、合計で85.9%でした。徴収率の前年度比は、合計で0.2%の増となっています。

15 款国庫支出金の歳入における構成割合は10%で、前年度比11%の減、収入済み額で7億1,300万円余の減額となっております。

1 項国庫負担金では、次の20ページ、2 目衛生費国庫負担金の 2 節新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が新設されておりますが、2 項国庫補助金では、令和2年度に実施された新型コロナウイルス感染症に関する特別定額給付金給付事業補助金や小中学校の情報機器整備費補助金の皆減などもあり、7億4,200万円余の減となりました。

次の22ページ、5 目土木費国庫補助金の収入未済額は、道路メンテナンス事業の橋梁長寿命化修繕工事の詳細設計委託料の事業繰越しによるものです。

24ページ、25ページをご覧ください。

16 款県支出金の歳入における構成割合は8%で、前年度より収入未済額で8,800万円余の増額となっております。

2 項県補助金で、次の26ページ、27ページの4 目農林水産業費県補助金の収入未済額は農地耕作条件改善事業の宇山地区の農道拡幅舗装工事と、農村地域防災・減災事業のため池耐震性点検業務の事業繰越しであり、次の28ページ、29ページの8 目災害復旧費県補助金は、農地・農業用施設災害復旧事業の実施による補助金の増と、収入未済額は令和3年8月豪雨災害の復旧工事の事業繰越しです。

10目商工費県補助金は、新型コロナウイルス感染症に関して特別警報が発出されたことによる事業者支援の交付金が新たに補助されたものです。

17款財産収入の1項1目財産貸付収入の主なものは、別荘等貸付普通賃貸料で、徴収率は現年度分が96.1%、滞納繰越分が1.8%で、全体の徴収率は61.1%でした。徴収率の前年度比は、全体で2.7%の減となっております。

次の30ページ、31ページ、2項1目不動産売払い収入は、旧若草保育園と旧茂田井保育園の土地と建物を売却した収入と、南平地区森林整備に係る立ち木等売払い収入です。

18款寄附金1項1目総務費寄附金のふるさと寄附金では、1,748万円のご寄附を頂きました。

環境衛生及び除雪寄附金は、白樺高原地区に施設を有する学校法人等からの協力金です。

また、3目教育費寄附金については、町内の1団体と企業3社より、教育振興の目的で、ご寄附を頂きました。

次の32ページ、33ページ。

20款繰越金の歳入における構成割合は10%で、前年度より9,100万円余の減となっております。

続いて、36ページ、37ページ、お願いします。

22款町債の歳入における構成割合は4%で、前年度より3,200万円余の減となっておりますが、主なものは臨時財政対策債のほか、大型生ごみ処理機設置に係る一般廃棄物処理事業債や、次の38ページ、39ページの土木債では、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、繰越事業となっております前沢川の改良工事を実施しております。

また、学校教育施設等整備事業債は、小学校の低学年棟のトイレ改修工事のため借入れを行ったものです。

次に、歳出について主なものを申し上げます。

なお、別冊の立科町一般会計主要施策の実績報告書には、歳入と歳出の目的別構成割合と、歳出につきましては、主な事業ごとに実績を掲載しておりますので、併せてご覧ください。

40ページ、41ページをご覧ください。

歳出の節の金額は、備考欄の丸印で表わす各事業経費の節の金額を合計したものととなっておりますので、ご承知おきください。

1款議会費、支出済み額6,804万6,309円、報酬等人件費が主であります。

40ページ、41ページの下段、2款総務費、支出済み額は10億3,981万8,620円です。

49ページをご覧ください。

備考欄、14工事請負費の121万円は、旧若草保育園の整備工事費で、記念碑等の場所を整備したものです。

51ページをご覧ください。

庁舎管理経費の14工事請負費1,386万5,390円は、役場庁舎雨漏り修繕工事と庁舎ウェブ会議施設整備費で、新型コロナウイルス感染症のリスクを軽減し、感染予防に配慮した施設整備を行いました。

同じページの庁用車維持管理経費の17備品購入費は、交通安全の普及、事故防止を図るため、交通安全指導車を更新したものです。

55ページをご覧ください。

まちづくり事業経費の18負担金補助及び交付金のうち、011負担金は、立科町国際交流推進協議会への負担金636万2,381円が主であり、ホストタウン事業として2020東京オリンピック・パラリンピックに出場したウガンダ共和国陸上競技の選手、スタッフ、8名の滞在を受け入れました。

移住・定住推進経費では、次の57ページ、021補助金852万3,000円は、空き家利用促進事業補助金が10件、U I J ターン促進事業新築住宅補助金で、5件の交付実績となりました。

同じページの地域おこし協力隊経費は、7名の協力隊員の経費です。

地方創生推進事業経費は、新たな地域再生計画である小規模自治体の多様な働き方モデル創出事業計画の事業を推進しており、令和3年度の登録住民ワーカーは75名となっております。

業務受注に向けた営業活動の実施や、自治体間連携を行っている塩尻市振興公社との共同受注の推進を図るための委託料が主な経費となっております。

58ページ、59ページをご覧ください。

8目地域情報通信費では、14工事請負費で、住民が災害情報を入手するためのインフラ整備として、指定避難所5か所と役場庁舎に公衆無線LANの環境を整備しました。

18の011負担金は、N T T 東日本が事業主体となって進めている全庁光ファイバー整備に向け、電話回線とインターネット回線、映像通信網を一元化して利用することができるV C A S T 設備の整備負担金となります。

60ページ、61ページの10目地理空間情報活用推進費は、5年に1度空中写真を撮影し、統合型地理空間情報教育システムのデータ更新を行った委託料が主なものとなっています。

66ページ、67ページをご覧ください。

4項選挙費の3目衆議院議員選挙費は、令和3年10月21日の執行経費で、投票率は66.94%でした。

次の68ページ、69ページの4目参議院議員選挙費は、長野県選出議員の補欠選挙が、令和3年4月25日に執行された経費で、投票率は57.49%でした。

70ページ、71ページをご覧ください。

7項コミュニティ費の備考欄、権現の湯事業経費では、次の73ページの備考欄14工事請負費で、2年に1度実施している温泉源泉ポンプ入替え工事や、厨房外側の屋根設置工事等を行いました。

権現の湯の入館者数は13万2,033人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントの中止や縮小、サウナ室の使用休止があったものの、前年比118%となりました。

74ページ、75ページをご覧ください。

3款民生費、支出済み額11億3,746万9,551円です。

1項1目社会福祉総務費の備考欄、社会福祉一般経費の27繰出金は、国民健康保険の基盤安定事業や財政安定化支援事業等のため、支出をしたものです。

次の76ページ、77ページの2目障がい者福祉費、及び78ページ、79ページの3目福祉医療費は、各種支援事業の執行経費であり、別冊の主要施策の実績報告書に支援事業の事業名や対象人数などを記載しておりますので、後ほどご覧ください。

8目臨時特別支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、加えて物価高騰に対する支援員措置として、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に1世帯当たり10万円を給付した経費で、給付世帯は683世帯でした。

80ページ、81ページをご覧ください。

備考欄上段、2項1目児童福祉総務費の18の021補助金185万円は、低所得の子育て世帯に対する特別給付金で、給付世帯は37世帯でした。

2目子育て支援費は、主に児童館及び子育て支援センターの運営経費で、児童館の開館日数は293日で、前年度と同じ日数となっています。

82ページから86ページは、保育園の運営費です。

令和4年3月末の園児数は158名で、前年度比10名の減でした。運動講師による運動遊びや中学校ALTによる「えいごであそぼう」など、教育的プログラムを取り入れた保育計画を基に、子供主体の保育を進めてきました。

86ページ、87ページをご覧ください。

5目臨時特別支援事業費は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への特別支援事業で、対象児童1人につき10万円を給付した経費です。支給者は、856名でした。

次の88ページ、89ページの備考欄上段、18の015郡老人福祉施設組合負担金は、北佐久郡老人福祉施設組合佐久良荘の負担金で、公債費の分担金や組合運営費、施設の長寿命化等推進基金負担金などが含まれます。

89ページの後期高齢者医療経費の27繰出金は、保険基盤安定事業が主なものであり、介護保険経費の27繰出金は、介護給付費の負担金や低所得者保険料軽減負担金などの支出です。

94ページ、95ページをご覧ください。

4 款衛生費、支出済み額 3 億6,997万9,029円です。

97ページの備考欄の上段、18の013川西保健衛生施設組合負担金は、川西赤十字病院の病院運営費負担金で、継続した支援を実施しております。

96ページから99ページの2目予防費と3目母子健康費は、各種検診事業及び母子保健事業に要した経費です。

事業内容及び受診者数等は、主要施策の実績報告書に記載がありますので、ご覧ください。

101ページの備考欄、地球温暖化防止経費の12委託料は、立科町再エネ導入目標と計画策定事業の委託費で、18の021補助金は、住宅断熱性向上リフォーム事業補助金23件、太陽光発電システム及び定置型蓄電システム整備に関わる補助金14件が主な支出となっております。

100ページから105ページの5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び追加接種体制確保事業で、接種券発行や予約受付及び問合せに対応するためのコールセンターの設置等体制の整備を行い、新型コロナウイルスワクチン接種対策経費及び追加対策経費で、医療機関への個別接種委託料や集団接種に係る経費を支出しました。

104ページから107ページの2項清掃費については、川西保健衛生施設組合負担金と佐久市北佐久郡環境施設組合負担金が主な支出ですが、107ページの備考欄、14の085工事請負費は、女神湖商店街に大型生ごみ処理機を設置した工事費であり、その下の17の085備品購入費には、女神湖商店街とたてしな保育園に設置したバイオ式の消滅型生ごみ処理機2台の購入経費が含まれております。

106ページ、107ページの下段になります。

5 款農林水産業費、支出済み額 2 億8,033万1,586円、繰越明許費5,449万7,000円です。

翌年度繰越額については、3 項土地改良費で、農地耕作条件改善事業と農村地域防災・減災事業に係るものでございます。

110ページ、111ページをご覧ください。

3 目農業振興費の備考欄、農業振興経費の18の021補助金は、立科町農業振興公社への補助金500万円のほか、りんご苗購入補助53件、ソバ栽培振興事業補助17件などが主なもので、新型コロナウイルス感染症による学生支援事業に対する補助も52件ありました。

農業振興経費（繰越明許）の補助金は、令和2年度産地パワーアップ事業の繰越しで、JA佐久浅間マル横共選場の集出荷貯蔵施設整備に対する補助金です。

農畜産物立科ブランド確立事業経費の18の021補助金は、ワイン用ブドウ支援事業と信州蓼科牛経営的生産対策事業への補助金となっております。

次の112ページ、113ページの5目都市農村交流費の備考欄、交流促進センター経費

は、耕福館の管理経費と体験関係の経費で、新型コロナウイルス感染拡大により、学校の体験学習の受入れが減少していましたが、令和3年度からは1日1校として受入れを行い、徐々に回復傾向となっております。

114ページ、115ページをご覧ください。

6目中山間地域振興費は、中山間地域の農地荒廃化防止を目的としたもので、協定集落は昨年度より1集落増え23集落、協定面積は137.2ヘクタールです。

8目多面的機能支払費は、農村資源を地域住民が一体となって保全管理を行い、資源の長寿命化を測ることを目的に事業を行っているものであり、共同活動9組織、長寿命化7組織が取り組んでいます。

次の116ページ、117ページ。

2項林業費2目林業振興費は、松くい虫防除対策の伐倒薫蒸処理や松並木の地上薬剂散布などが主な事業となっております。

3目森林造成事業費は、長野県植樹祭会場の整備に係る事業が主なものです。

118ページ、119ページの3項1目土地改良事業費の繰越明許費は、農地耕作条件改善事業の宇山地区農道拡幅舗装工事と農村地域防災・減災事業のため池耐震性点検業務であります。

備考欄、土地改良振興経費の（繰越明許）は、農村地域防災・減災事業で、芦田地区の安全柵設置工事及び農地耕作条件改善事業による宇山地区道路拡幅工事によるものです。

その下の土地改良振興経費の（事故繰越）も同じく、宇山地区道路拡幅工事の工事費、用地買収費と工作物の移転補償金であります。

議長（田中三江君） 羽場会計管理者、休憩を取りますので、説明を中断して席に戻ってください。

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開は13時30分からです。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

羽場会計管理者、登壇の上、願います。

〈会計管理者 羽場 厚子君 登壇〉

会計管理者（羽場厚子君） それでは、120ページ、121ページをご覧ください。

6款商工費、支出済額は3億8,473万587円、繰越明許費4,939万円（後で493万9,000円に訂正）です。

1項2目商工振興費、備考欄、商工振興経費の18の021補助金には、たてしな応援

商品券として、町民1人当たり5,000円分を配布した事業補助金3,655万円が含まれており、その下の18の031新型コロナ対策支援金は、経営継続支援金の支給が94事業者、営業時間短縮等で影響を受けた飲食店ほか緊急支援金の支給が151事業者となっています。

3目地域交通対策費の18の011負担金は、令和3年11月から、佐久市と立科町の委託運行により中山道線を維持することになった負担金と、たてしな定額タクシーチケット負担金が主なものです。

18の021補助金は、地域公共交通活性化協議会への補助金と代替バス運行補助として、東信観光バスが運行する大屋方面の中山道線、丸子線への運行補助金が主なものです。

125ページをご覧ください。

備考欄、2項2目観光振興費の18の021補助金は、信州立科観光協会への補助金で、新型コロナウイルス緊急対策誘客促進事業であるG o T o信州立科まるごと満喫クーポン事業の補助金も含まれております。

3目観光施設費の備考欄、14工事請負費は、女神湖体育館の破風の修繕工事を実施したものです。

辺地対策観光施設整備事業経費は、御泉水自然園の遊歩道整備工事と女神湖体育館及び女神湖多目的運動場のトイレの洋式化工事を行ったものです。

126ページ、127ページをご覧ください。

7款土木費、支出済額5億7,328万1,867円、繰越明許費の4,752万1,000円については、2項道路橋梁費で、道路改修事業、町道白樺湖大門峠線道路整備事業、並びに道路メンテナンス事業の橋梁長寿命化修繕工事の詳細設計委託料に関係するものであります。

128ページ、129ページをご覧ください。

2項1目の道路維持費の繰越明許費は、道路改修事業の池の平有料道路線修繕工事に係るものです。備考欄、10の061修繕料は、74か所の小規模修繕工事を行ったものです。

130ページ、131ページの2目道路新設改良舗装費の繰越明許費は、町道白樺湖大門峠線道路整備事業に係るもので、14工事請負費は、町道白樺湖大門峠線ほか4路線の舗装及び改修工事を実施したものです。

3目交通安全施設整備費の14工事請負費は、町道伊勢宮線にグリーンベルトを設置し、通学路の安全確保を図った工事が主なものです。

132ページ、133ページの5目国庫補助道路整備事業費の繰越明許費は、道路メンテナンス事業に係るもので、12の030業務委託料は、橋梁点検及び橋梁長寿命化修繕計画の改定業務委託料になります。

3項1目河川費では、繰越事業で、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、前沢川

の改良工事を実施しました。

134ページ、135ページをご覧ください。

4項2目住宅安全対策費の12委託料は、空き家調査及び空き家等対策計画策定業務の委託料です。

続いて、8款消防費、支出済額は1億4,860万5,344万円です。

136ページ、137ページをご覧ください。

1項3目消防施設費の17備品購入費は、宇山分団の消防積載車の更新、赤沢分団の小型動力消防ポンプの更新ほか、各分団の活動用器具の購入を行いました。

4目防災費の12委託料は、国土強靱化地域計画策定業務並びに地域防災計画の追録業務の委託料となっています。

138ページ、139ページをご覧ください。

9款教育費、支出済額は3億6,004万8,204円です。

141ページの備考欄をご覧ください。

教育振興経費の18の021補助金は、地域高校育成補助金として、通学バス運行経費の補助や育成会活動費等の補助及び小中学校への補助金が主なものであります。

18の031交付金は、教育文化振興協議会への交付金で、ポプラアカデミーの運営費となっています。

142ページから155ページまでの2項小学校費、3項中学校費では、2目の学校施設費で、小学校では、低学年用トイレの改修工事や、音声放送システム等の更新工事を行っており、中学校では、外灯の改修工事を行いました。また、各学校ごとに石油暖房機6台を更新いたしました。

157ページをご覧ください。

4項2目公民館費で備考欄13の001使用料は、公民館図書室の図書システムに係る使用料で、022リース料は、図書システムの端末に係るリース料が主なものです。

160ページ、161ページをご覧ください。

5項2目体育施設費の備考欄14工事請負費では、体育センターの屋内消火栓の修繕工事及び心かよう館のエアコン入れ替え工事等を行いました。

162ページ、163ページの6項4目権現の森公園管理費の10の061修繕料では、風の子広場のトイレ1か所を洋式に改修しております。

164ページ、165ページをご覧ください。

10款災害復旧費、支出済額4億1,928万8,870円、繰越明許費4,315万8,000円です。主に、令和元年台風19号豪雨災害の災害復旧と令和3年8月の豪雨災害による復旧事業となっています。

1項農林業施設災害復旧費については、令和3年8月豪雨災害に係る復旧事業を次年度へ繰り越し、事業を継続するものです。

166ページ、167ページをご覧ください。

11款公債費の支出済額は3億2,293万9,852円、12款予備費につきましては、支出はありませんでした。

次に、170ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額56億6,874万9,304円、歳出総額51億453万9,819円、歳入歳出差引額5億6,420万9,485円、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額3,333万7,000円、実質収支額5億3,087万2,485円をもって決算を終了いたしました。

続いて、公有財産の関係ですが、171ページをご覧ください。

土地の移動につきましては、旧若草保育園と旧茂田井保育園の売却により減となっております。建物につきましては、小学校低学年棟のトイレ改修による行政財産の増と普通財産の減は、旧保育園の売却によるものです。

続いて、172ページには、山林、有価証券、出資による権利、物品が記載されております。

173ページは、基金の状況について表にまとめてありますのでご覧ください。

174ページは、地方消費税引上げ分に係る地方消費税交付金の社会保障費への財源配分を示したものです。

以上、一般会計の決算につきまして説明申し上げます。ご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、認定第2号 令和3年度立科町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

最初に概要についてですが、令和3年度における国民健康保険の加入世帯は、年間平均で1,115世帯、全世帯の38.4%、被保険者数は1,808名で、町の人口の26.1%を占めております。前年度比は被保険者数で28名の減となっております。

歳入では、国保税の現年度の調定額は前年度比1.1%の減となり、1世帯当たりの保険税は1,242円減少し、13万1,735円となりました。

歳出では、保険給付費が前年度より11.6%の増となり、1人当たりの医療費も前年度より4万2,444円多い39万4,458円となりました。

それでは、5ページをご覧ください。

歳入合計8億3,574万3,599円、歳出合計8億3,049万6,792円、歳入歳出差引残額524万6,807円でありました。

6ページ、7ページをご覧ください。

事項別明細書の歳入から主なものを説明いたします。

1款国民健康保険税、収入済額1億4,739万1,260円、全体の徴収率は87.4%で、前年度比0.5%の増となりました。不納欠損につきましては、25件となっております。

3款県支出金、収入済額6億2,261万694円、歳入における構成割合は74.5%となっております。

8ページ、9ページをご覧ください。

5 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金は、国保事業に対する町の定率負担分と、町単独事業分への繰入れ、国保税軽減措置に係る国、県、町負担分の繰入れです。

次の10ページ、11ページ、8 款国庫支出金の 2 項 6 目災害臨時特例補助金は、新型コロナウイルス感染症対応分の補助金です。

続いて、歳出について主なものを説明いたします。

12ページ、13ページをご覧ください。

1 款総務費の備考欄、一般管理経費の18の011負担金は、長野県市町村共同利用システムの利用負担金が主なものです。

2 款保険給付費は、前年度より6,373万円あまり増額となっています。

主な要因としては、入院件数の増、日数、回数も増加していることから、長期入院者の増加によるものと考えられます。

16ページ、17ページをご覧ください。

4 項出産育児諸費の該当件数は6件、5 項葬祭費の該当件数は9件でした。

3 款国民健康保険事業費納付金は、国保の制度改革による県への納付金です。

18ページ、19ページをご覧ください。

4 款保健事業費 1 項 1 目特定健康診査等事業費の備考欄12委託料は、特定健診受診に係る医療機関等への支出であり、令和3年度において健診を受けた方は525名でした。

2 項 1 目保健衛生普及費の17備品購入費では、食育指導システムを購入し、生活習慣病の予防対策として、各種健診後の栄養指導に活用いたしました。

18の021補助金は、主に人間ドック受診者への補助金で、受診者数は165名でした。

次に、22ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額 8 億3,574万3,599円、歳出総額 8 億3,049万6,792円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の524万6,807円をもって決算を終了いたしました。

国保支払準備基金は、利子分のほか200万円の追加積立てを行い、決算年度末で1億774万1,207円の現在高となりました。

23ページは、主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、認定第3号 令和3年度立科町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

本会計については、医療保険者である長野県後期高齢者医療広域連合で決定した保険料額について、町で賦課徴収を行い、徴収した保険料を広域連合に納付する形を取っているため、歳入については、主に徴収した保険料であり、歳出については、徴収した保険料の納付金が主なものとなっています。

令和3年度における75歳以上の被保険者数の年間平均は1,305名で、前年度より27

名減少しました。被保険者1人当たりの医療費は、県平均より5万3,529円多い89万5,852円となり、前年度に比べて2万3,106円増加しました。

それでは、3ページをご覧ください。

歳入合計8,263万4,215円、歳出合計8,254万8,264円、歳入歳出差引残額8万5,951円です。

4ページ、5ページをご覧ください。

事項別明細書の歳入から主なものを説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料、収入済額5,963万7,500円、収入未済額58万4,700円で、徴収率は19%、前年度比0.1%の減でした。

3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する財源として、医療保険者に納付するための県と町の負担分です。

次に、歳出ですが、8ページ、9ページをご覧ください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料と保険料軽減に係る町分担金を広域連合に納付したものです。

次に、10ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額8,263万4,215円、歳出総額8,254万8,264円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の8万5,951円をもって決算を終了いたしました。

次の11ページは、主要施策の成果でありますのでご確認をお願いいたします。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、認定第4号 令和3年度立科町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

令和3年度における介護保険の被保険者数は、令和4年3月末で2,568名、認定者数は前年度より10名減少して422名となっております。認定者数の内訳は、要支援が73名、要介護1から2が160名、要介護3から5が189名となっており、介護度が重くなると介護サービスの利用も増えていく状況となっております。

それでは、決算書の5ページをご覧ください。

歳入合計10億583万9,528円、歳出合計9億5,506万9,968円、歳入歳出差引残額5,076万9,560円でありました。

6ページ、7ページをご覧ください。

事項別明細書の歳入から主なものを説明いたします。

1款保険料、収入済額2億541万7,500円、収入未済額954万3,200円、徴収率は95.6%で、前年度比0.2%の増となりました。

4款国庫支出金のうち1項国庫負担金は介護給付費負担金で、2項国庫補助金の1目調整交付金は、介護給付費等総合事業による交付金、2目地域支援事業交付金(総合事業分)は、介護予防及び日常生活支援総合事業分、3目地域支援事業交付金

(総合事業以外)の地域支援事業は、包括的支援事業及び任意事業の交付金となっております。

8ページ、9ページの8目介護保険保険者努力支援交付金は、令和2年度に創設された交付金で、予防健康づくりの取組を増加させる保険者のみに交付されるものです。

5款支払基金交付金は、40歳から64歳の2号被保険者の保険料になります。

10ページ、11ページをご覧ください。

8款繰入金は、介護保険給付費及び地域支援事業の町の負担分を、一般会計から繰り入れたものです。

12ページ、13ページをご覧ください。

10款諸収入の3項地域支援事業利用者負担金は、主に配食サービスの利用者に係る個人負担分です。

14ページ、15ページをご覧ください。

続いて、歳出について主なものを申し上げます。

1款総務費3項2目認定調査費の備考欄11の021手数料は、介護認定に係る主治医の意見書の作成手数料です。

16ページ、17ページをご覧ください。

2款保険給付費、支出済額は8億9,010万1,218円で、前年度より4,000万円ほどの減額となりました。主に、通所サービス費、地域密着型サービス費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費が減少しております。

1項1目介護サービス等給付費は、要介護1以上の方の居宅介護、施設介護に係るサービス給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

2項1目介護予防サービス等給付費は、要支援1、2の方の居宅予防サービス給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

4項1目高額介護サービス費は、負担限度額の上限を超えた分の給付費が主なものです。

5項1目特定入所者介護サービス費は、施設入所者に係る食事代等減額措置に対する給付費負担金です。

18ページ、19ページをご覧ください。

3款地域支援事業費1項2目任意事業費の備考欄12委託料は、独り暮らしの方への支援、配食サービス等に係る委託料等が主なものです。

次の20ページ、21ページの4目生活支援体制整備事業費、備考欄12委託料は、生活支援・介護予防体制整備事業における立科町社会福祉協議会への委託料が主なものです。

2項1目介護予防生活支援サービス事業費、備考欄18の011負担金は、要支援者の訪問通所サービスの給付費及びサービス計画作成に係る給付費負担金が主なものです。

22ページ、23ページの5款諸支出金1項2目償還金は、令和2年度の介護給付費負

担金交付金及び地域支援事業交付金の確定による返還金です。

次に、24ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額10億583万9,528円、歳出総額9億5,506万9,968円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の5,076万9,560円をもって決算を終了いたしました。

介護保険支払準備基金は、利子分を積み立て、決算年度末で5,012万8,914円の現在高となりました。

25ページは、主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、認定第5号 令和3年度立科町索道事業特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

この会計は、令和3年度より公営企業会計から特別会計に移行し、決算を行ったものです。

3ページをご覧ください。

歳入合計3億8,435万7,657円、歳出合計3億6,200万7,935円、歳入歳出差引残額2,234万9,722円です。

4ページ、5ページの事項別明細書の歳入をご覧ください。

2款繰越金は、公営企業会計から特別会計へ引き継いだものです。

3款諸収入は、指定管理者からの納付金と令和2年度の消費税還付金が主な収入です。

4款町債は、辺地対策事業債です。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。

1款索道事業費1項1目リフト事業費の備考欄13の001使用料は、スキー場等敷地の土地使用料を町に支払ったもので、その下の002リース料は、しらかば2 in 1スキー場の圧雪車のリース料です。

14工事請負費は、辺地対策事業債を活用したICゲート設置工事、人工降雪機整備工事費、リフト整備工事のほか、ゴンドラリフト保安通信装置の更新や、ギアボックス整備等のリフト整備工事を実施しました。

2目自然園事業費の13の001使用料は、敷地の使用料を町に支払ったものです。

8ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億8,435万7,657円、歳出総額3億6,200万7,935円、歳入歳出差引額と実質収支額は、同額の2,234万9,722円をもって決算を終了いたしました。

次の9ページは財産に関する調書、10ページは主要施策の成果でありますので、それぞれご確認をお願いいたします。

以上で、索道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、認定第6号 令和3年度立科町住宅改修資金特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

この会計は、住宅新築改築等に必要な資金を貸し付けた貸付金の徴収及び貸付金の財源とした起債の償還を行うために設けられた特別会計であります。令和3年度をもって起債の償還が完了するため、立科町住宅改修資金特別会計設置条例を廃止する条例により、本決算年度限りで特別会計は廃止されました。

3ページをご覧ください。

歳入合計445万9,178円、歳出合計445万9,178円、歳入歳出差引残額はゼロ円です。

4ページ、5ページの歳入をご覧ください。

1款県支出金1項1目住宅費県補助金は、貸付償還事務に関する補助金です。

5款諸収入1項1目住宅新築資金等貸付金収入の1節現年度分の徴収率は100%です。2節過年度分の徴収未済額は1,817万6,193円で、令和4年度より一般会計に計上し、徴収事務を継続してまいります。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。

2款公債費は起債の元利償還金で、令和3年度をもって借入金の償還は終了いたしました。

8ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額445万9,178円、歳出総額445万9,178円、歳入歳出差引額と実質収支額はゼロ円となり、令和3年度の決算を終了し、本特別会計は廃止されました。基金につきましても27万4,705円を取り崩し、決算年度末現在高をゼロ円とし、立科町住宅改修資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例により廃止されました。

以上で、住宅改修資金特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

続いて、認定第7号 令和3年度立科町白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

3ページをご覧ください。

歳入合計4,060万7,637円、歳出合計3,257万5,996円、歳入歳出差引残額803万1,641円です。

4ページ、5ページの事業別明細書の歳入をご覧ください。

2款使用料及び手数料の1項使用料の収入済額は3,623万350円、収入未済額は1,159万3,910円で、徴収率は75.8%、前年度比0.01%の減となっています。

6ページ、7ページの歳出をご覧ください。

1款衛生費1項1目下水道管理費の備考欄10の061修繕料は、破損した下水道管の修繕や汚水処理場のポンプの交換などです。

14工事請負費は、汚水処理場と中継ポンプ場の機器整備を行い、設備の長寿命化を

図った工事費です。

24積立金は、8ページの基金の状況のとおり、追加分と利子分を積み立てました。

8ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額4,060万7,637円、歳出総額3,257万5,996円、歳入歳出差引額と実質収支額は同額の803万1,641円をもって決算を終了いたしました。

基金の状況ですが、3つの基金について、それぞれ追加分と利子分を積み立て、決算年度末現在高は、合計で4億4,964万5,946円となりました。

次の9ページは、主要施策の成果でありますので、ご確認をお願いいたします。

以上で、白樺高原下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。ご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（田中三江君） ここで暫時休憩とします。再開は午後2時30分からです。

（午後2時21分 休憩）

（午後2時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

ここで、羽場会計管理者から発言を求められていますので、発言を許可します。羽場会計管理者、登壇の上、願います。——失礼しました。その場でお願いいたします。

会計管理者（羽場厚子君） 申し訳ありません、訂正をお願いいたします。認定第1号 令和3年度立科町一般会計歳入歳出決算の説明でございますが、120ページ、121ページの6款商工費、その中におきまして、繰越明許費ですが、先ほど4,939万円と読んでしまいましたけれども、読み間違いで493万9,000円の誤りでございました。訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

◎日程第22 認定第8号～日程第23 認定第9号

議長（田中三江君） 日程第22 認定第8号 令和3年度立科町水道事業会計決算認定について、及び日程第23 認定第9号 令和3年度立科町下水道事業会計決算認定についての2件を一括議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。篠原建設環境課長、登壇の上、願います。

〈建設環境課長 篠原 英男君 登壇〉

建設環境課長（篠原英男君） 認定第8号 令和3年度立科町水道事業会計決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

令和3年度立科町水道事業会計決算報告書を本日提出、立科町長。

それでは、最初に決算報告書の8ページ、令和3年度立科町水道事業報告書をご覧ください。

令和3年度立科町水道事業の総括でございます。令和3年度においても健全経済を目指し、安全で良質な水道水の安定的な供給を継続していくため、各事業を実施いたしました。

人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、水の需要は減少傾向にある一方で、施設の老朽化が進んでおり、更新などに多大な費用が見込まれることから、水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

このような状況の中で、健全経営を目指し、各種計画により事業を進めました。

建設改良事業の主な内容ですが、岩下水源が濁った場合に対応するための濁度計及び三方弁設備設置工事、災害等で一部配水管が破損しても給水を続けられるようにループ管を新規に設置した県道芦田大屋停車場線配水管新設工事、老朽化した配水管の布設替えとして、町道中原大深山線配水管布設替え工事を実施し、施設や設備の改善等を図りました。

10ページに建設改良費関連の内容について、詳細を記載してございますので、ご確認をください。

すみません。引き続き8ページお願いいたします。

令和3年度立科町水道事業報告書の令和3年度の財政状況でございますが、収益的収支について、総収益では税抜き2億8,298万1,000円となり、前年度より1,308万3,000円増加となりました。また、総費用では、税抜き2億5,955万5,000円となり、前年度より28万2,000円増加しました。この結果2,342万6,000円の純利益を計上することになりました。

資本的収支については、総収入は税込み80万円、建設改良費等に、税込み1億522万9,000円を支出し、不足額1億442万9,000円は、損益勘定留保資金で補填いたしました。

それでは、続いて、2ページ、令和3年度立科町水道事業決算報告書（税込み）をご覧ください。一部非課税、不課税がございます。

収益的収入及び支出の収入ですが、第41款水道事業収益につきましては、決算額が3億570万3,573円となります。内訳は、第1項営業収益が2億5,187万8,370円、第2項営業外収益が5,382万5,203円、第3項特別利益はゼロ円でございます。

次に、支出ですが、第51款水道事業費用の決算額が2億7,806万1,795円でございます。内訳は、第1項営業費用が2億5,751万6,884円、第2項営業外費用が2,046万2,641円、第3項特別損失が8万2,270円、第4項予備費はゼロでございます。

3ページをご覧ください。

資本的支出及び支出の収入ですが、第61款資本的収入の決算額は80万円、内訳の第1項企業債の額も同額でございます。

続いて、支出ですが、第71款資本的支出の決算額は1億522万9,331円で、内訳は、第1項建設改良費が4,386万3,500円、第2項企業債償還金が6,136万5,831円でございます。

ます。翌年度繰越額3,680万6,000円は、岩下水源濁度計及び三方弁設備設置工事分になります。

資本的収支額が資本的支出額に対して不足する額1億442万9,331円は、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

棚卸資産の購入限度額は1,100万円で、決算額は962万7,970円となり、うち仮払消費税は87万5,270円でございます。また、消費税納付額の計算ですが、仮受消費税2,272万3,924円から仮払消費税981万5,925円と、貯蔵品に係る仮払消費税87万5,270円を差し引きますと1,203万2,729円となり、消費税申告額1,203万2,500円との差額229円は、雑収入といたしました。

次に4ページ、令和3年度立科町水道事業損益計算書（税抜き）をご覧ください。

営業収益は2億2,958万7,335円で、営業費用は2億5,104万8,435円です。営業損失は2,146万1,080円となります。

次に、営業外収益ですが5,339万2,523円で、営業外費用が843万141円となり、経常利益は2,350万1,302円となります。

特別損失の過年度損益修正損が7万4,793円、当年度の純利益は2,342万6,509円となり、令和3年度の未処分利益剰余金は同額の2,342万6,509円となります。

5ページは、令和3年度立科町水道事業剰余金計算書（税抜き）でございます。

次に、6ページ、7ページは、令和3年度立科町水道事業貸借対照表（税抜き）でございます。

続いて、9ページは、事業報告書の経営指標に関する事項、議会議決事項と職員に関する事項でございますが、令和3年度の地方公営企業法施行規則等の一部改正により、事業報告書の様式に、経営指標に関する事項の項目が追加されたことにより、水道事業については、経常収支比率、料金回収率、有収率を記載しておりますので、ほかの事項と併せ、それぞれご確認をください。

11ページは、業務量でございます。業務量の表をご覧ください。

令和3年度、給水区域内人口は7,073人、有収水量は年間102万3,307立方メートル、有収率は62.37%でございます。

12ページは、事業収益に関する事項（税抜き）と事業費用に関する事項（税抜き）でございます。ご確認をください。

13ページは、企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債は、令和3年度80万円を借り入れ、6,136万5,831円を償還し、残高は2億2,103万7,875円となっております。一時借入金はございません。

14ページからは、令和3年度立科町水道事業収益費用明細書（税抜き）でございます。

収益、41款水道事業収益1項営業収益の3目他会計負担金332万6,819円は、消火栓の維持管理負担金、下水道会計からの料金システムに関する負担金などでございます。

次に、2項営業外収益2目他会計補助金282万8,000円は、一般会計からの補助金で
ございます。

4目長期前受金戻入4,558万3,335円は、当年度の減価償却見合い分でございます。

6目雑収益470万4,500円は、主に新規加入分担金43件分でございます。

15ページをご覧ください。

支出、51款水道事業費用1項営業費用の1目原水及び浄水費の15節委託料241万
3,575円は、水質検査委託料でございます。

26節負担金562万752円は、代替水に関わる土地改良区への負担金でございます。

2目配水及び給水費の15節委託料1,023万1,768円は、主にGIS保守管理委託料、
水道法改正に伴う上水道情報データ更新委託料、配水池の貯水槽内清掃点検委託料、
南平配水池PCタンクドーム外装改修工事設計管理委託料、古和清水導水管布設替え
及び水環境設計委託料でございます。

18節修繕費3,068万619円は、主に量水器の定期交換や自動検針用送信機の交換費用、
南平配水池PCタンクドーム外装改修工事、美上下配水池流入流量計更新工事等、配
水池及び配水管などの修繕費でございます。

16ページをご覧ください。

3目受託工事費の25節工事請負費289万円は、消火栓更新工事でございます。

4目総係費の18節委託料313万8,357円は、検針委託料及び公営企業会計システム保
守委託料などでございます。

17ページをご覧ください。

6目資産減耗費の1節固定資産除却費206万6,791円は、配水管布設替えのほか、量
水器の交換によるものでございます。

18ページをご覧ください。

令和3年度立科町水道事業資本的収支明細書（税抜き）でございます。

収入、61款資本的収入の1項企業債1目企業債80万円は、町道白樺湖大門峠線道路
改良に伴う配水管布設替えに係る企業債の借入れでございます。

支出、71款資本的支出の1項建設改良費1目配水施設拡張費は、県道芦田大屋停車
場線配水管新設工事及び設計管理委託料、2目配水施設改良費は、町道中原大深山線
配水管布設替え工事及び設計管理委託料と、町道白樺湖大門峠線道路改良に伴う配水
管布設替え設計委託料、3目営業設備費は、定期交換用等量水器、新たな検針システ
ムの送信機及び漏水探知機の購入費となっております。

19ページは、令和3年度立科町水道事業固定資産明細書（税抜き）でございます。

続いて、20ページは、令和3年度立科町水道事業企業債明細書でございます。

21ページは、令和3年度立科町水道事業キャッシュフロー計算書でございます。

それぞれご確認をお願いいたします。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますようしく願ひ

申し上げます。

認定第9号 令和3年度立科町下水道事業会計決算認定について、趣旨の説明を申し上げます。

令和3年度立科町下水道事業会計決算報告書、本日提出、立科町長。

それでは、最初に、決算報告書の8ページ、令和3年度立科町下水道事業報告書をご覧ください。

令和3年度立科町下水道事業の総括でございます。令和3年度においても、健全経営を目指し、公衆衛生の向上と水質の保全を継続していくため、各事業を実施いたしました。

人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響もありましたが、有収水量は、昨年度より若干増加しております。しかしながら、施設の老朽化が進んでおり、更新などには多大な費用が必要になることが見込まれることから、下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増すことが予想されます。

このような状況ではございますが、ストックマネジメント計画等に基づき事業を進めております。

建設改良事業の主な内容ですが、立科浄化管理センターの耐震等工事の実施設計委託に関する協定、野方・塩沢処理処理槽の防食をするための機能強化対策工事の第1期分、町道白樺湖大門峠線道路改良に伴う下水道管敷設替え工事のための実施設計委託を実施し、施設や設備の改善並びに長寿命化を図りました。

10ページに建設改良費関連の内容について詳細を記載してございますので、ご確認をお願いします。

引き続き、8ページお願いいたします。

令和3年度立科町下水道事業報告書の令和3年度の財政状況でございますが、収益的収支について、総収益では、税抜き4億397万4,000円となりました。また、総費用では、税抜き3億8,633万9,000円となりました。この結果、1,763万5,000円の純利益を計上することになりました。

資本的収支については、総収入は、税込み2億8,103万9,000円、建設改良等に税込み3億2,044万円を支出し、不足額3,940万1,000円は引継金で補填いたしました。

それでは、続いて、2ページ、令和3年度立科町下水道事業決算報告書（税込み）をご覧ください。

一部非課税、不課税がございます。

収益的収入及び支出の収入ですが、第1款下水道事業収益につきましては、決算額が4億1,867万3,004円となります。

内訳は、第1項営業収益が1億6,170万2,300円、第2項営業外収益が2億5,697万574円、第3項特別利益は130円でございます。

次に支出ですが、第2款下水道事業費用の決算額が3億9,297万6,292円でございます。

す。内訳は、第1項営業費用が3億5,171万1,955円、第2項営業外費用が3,274万9,717円、第3項特別損失が851万4,620円、第4項予備費はゼロ円でございます。

3ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入ですが、第3款資本的収入の決算額は2億8,103万9,000円、内訳の第1項企業債が4,380万円、第5項補助金が2億2,943万9,000円、第6項負担金等は780万円でございます。

続いて支出ですが、第4款資本的支出の決算額は3億2,043万9,727円で、内訳は、第1項建設改良費が8,867万3,552円、第2項企業債償還金は2億3,176万6,175円でございます。

翌年度繰越額107万8,000円は、白樺湖特定環境保全公共下水道ポンプ場通報装置設備更新改良工事分になります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,940万727円は、引継金で補填いたしました。

消費税納付額の計算ですが、下水道事業では、令和3年度と令和4年度の消費税申告について、簡易課税制度を選択しており、消費税申告額は440万8,900円となります。公営企業法の会計処理に基づき、仮払消費税1,831万6,746円から、仮受消費税1,469万9,844円を差し引いた361万6,902円と消費税申告額440万8,900円の合計額802万5,802円を雑支出としております。

次に、4ページ、令和4年度立科町下水道事業損益計算書（税抜き）をご覧ください。

営業収益は1億4,700万2,557円で、営業費用は3億4,145万6,475円です。営業損失は1億9,445万3,918円となります。

次に、営業外収益ですが2億5,697万484円、営業外費用が3,636万6,619円となり、経常利益は2,614万9,947円となります。

特別利益の過年度損益修正益が119円、特別損失が851万4,584円、当年度の純利益は1,763万5,482円となり、令和3年度の未処分利益剰余金は同額の1,763万5,482円となります。

5ページは、令和3年度立科町下水道事業剰余金計算書（税抜き）でございます。

6ページ、7ページは、令和3年度立科町下水道事業貸借対照表（税抜き）でございます。

次に、9ページ、事業報告書の経営指標に関する事項、下水道事業関係、議会議決事項と職員に関する事項ですが、それぞれはご確認をお願いいたします。

10ページの下段、業務量をお願いいたします。10ページの下段、業務量の表をご覧ください。

令和3年度排水戸数は2,613戸、有収水量は、年間82万6,575立方メートルでございます。

11ページは、事業収入に関する事項（税抜き）と事業費用に関する事項（税抜き）でございます。ご確認をお願いいたします。

12ページは、企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債は、令和3年度4,380万円を借り入れ2億3,176万6,175円を償還し、残高は10億4,498万2,995円となっております。一時借入金はございません。

13ページからは、令和3年度立科町下水道事業収益費用明細書（税抜き）でございます。

収入、1款下水道事業収益1項営業収益は、使用料が主なものでございます。

次に、2項営業外収益2目負担金等981万9,999円は、川西保健衛生施設組合からの茂田井特定環境保全公共下水道事業維持管理費負担金でございます。3目他会計補助金8,562万8,000円は、一般会計からの補助金でございます。

6目長期前受金戻入益1億5,897万6,346円は、当年度の減価償却見合い分でございます。

9目雑収益254万6,139円は、主に、諏訪湖流域下水道維持管理負担金等返還金でございます。

14ページをご覧ください。

支出、2款下水道事業費用1項営業費用の1目管渠費の14節委託料690万5,637円は、マンホールポンプ等の維持管理業務委託料でございます。

17節修繕費220万100円は、マンホールポンプ場のポンプ更新や水位計修繕等でございます。

3目処理場費の14節委託料2,613万9,717円は、各処理施設の維持管理業務等委託料でございます。

15節手数料2,445万639円は、主に水質検査、汚泥引き抜き及び汚泥搬入手数料でございます。

26節工事請負費510万円は、立科浄化管理センターナンバー1、最終沈殿池汚泥かき寄せ機整備工事、茂田井浄化センターナンバー3、汚水ポンプ整備工事、農業集落排水処理施設及び藤沢処理施設機械設備整備工事でございます。

4目流域下水道の1節流域下水道維持管理負担金1,291万3,212円は、諏訪湖流域下水道維持管理負担金でございます。

15ページをご覧ください。

6目総係費の18節委託料308万円は、主に、企業会計アドバイザー業務委託料、GIS保守管理委託料でございます。

30節負担金1,291万3,905円は、主に白樺湖下水道組合維持修繕費負担金、料金徴収業務負担金でございます。

3項特別損失の5目その他特別損失の6節その他特別損失764万2,400円は、過年度分消費税でございます。

16ページをご覧ください。

令和3年度立科町下水道事業資本的収支明細書（税抜き）でございます。

収入、3款資本的収入の1項企業債1目建設改良企業債4,380万円は、立科浄化管理センター実施設計委託に関する協定、野方・塩沢処理施設機能強化対策工事、町道白樺湖大門峠線道路改良に伴う下水道管敷設替え工事实施設計委託に係る企業債の借り入れでございます。

5項補助金1目国庫補助金4,282万5,000円は、立科浄化管理センター実施設計委託に関する協定、野方・塩沢処理施設機能強化対策工事の補助金でございます。

6項負担金等2目分担金780万円は、新規加入者分担金12件分でございます。

支出、4項資本的支出の1項建設改良費1目管路建設改良費は、町道白樺湖大門峠線改良に伴う下水道管敷設替え工事实施設計委託料、3目処理場建設改良費は、野方・塩沢処理施設機能強化対策工事、4目流域下水道建設負担金は、諏訪湖流域下水道事業建設改良費地元負担金でございます。

繰越明許の1項建設改良費は、立科浄化管理センター実施設計委託に関する協定でございます。

17ページは、令和3年度立科町下水道事業固定資産明細書（税抜き）でございます。

続いて、18ページ、19ページは、令和3年度立科町下水道事業企業債明細書でございます。

次の20ページは、令和3年度立科町下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。

それぞれご確認をお願いいたします。

以上、説明を申し上げましたが、ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会とします。

なお、この後、3時15分から、議会だより編集委員会を第1委員会室で開催しますので、委員は参集願います。ご苦労さまでした。

（午後3時04分 散会）